

# 反社会的勢力の排除に関する規約

## 第1条（範 囲）

本規約は、株式会社スーパーリージョナル（以下「当社」といいます）と本規約に同意した取引先各社（以下「取引先」といいます）に適用されるものです。

## 第2条（定 義）

本規約において「反社会的勢力」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

- （1）暴力団及びその関係団体
- （2）暴力団員及びその関係団体の構成員
- （3）総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団などの団体又は個人
- （4）その他前各号に準ずる者

## 第3条（保 証）

当社および取引先は、下記に定める各号にいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- （1）自ら（自らの役員（役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）を含む。）が反社会的勢力ではないこと。
- （2）自らが、反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力と深い関係を有しないこと。
- （3）自ら又は第三者を利用して、脅迫的な言動、詐欺的な行動、暴力的な要求、法的な責任を越えた不当な要求、相手方の信用を毀損する行為、又は相手方の業務を妨害する行為を行わないこと。
- （4）その他前各号に準ずる行為を行わないこと。

## 第4条（報 告）

当社および取引先は、前条に対する違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとします。

## 第5条（取引の解除）

当社および取引先は、相手方が第3条に違反していると合理的に判断した場合は、相手側に対して何らの通知、催告をすることなく、全ての取引を直ちに解除することができるものとします。

2 前項に基づき取引の全部又は一部を解除された場合、解除した当事者は当該解除を理由とする一切の損害賠償義務を負担しないものとします。また、当該解除によって解除した当事者に損害が生じた場合は、当該当事者は、相手方に対しその損害の賠償を請求できるものとします。

#### 第6条（既存契約の取り扱い）

当社および取引先が締結している既存契約において、本規約と異なる事項を定めているときは、本規約の定めが優先して適用されることとします。

#### 第7条（規約の変更）

当社は、当社が必要と認めた場合に、本規約の内容を変更することができるものとする。本規約を変更する場合、当社は、会社ホームページへの掲示その他当社が適当と判断した方法により、あらかじめ変更後の本規約の内容および効力発生時期を通知するものとします。

2 取引先は、法令上その効力を否定される場合を除き、変更後の本規約に同意したものとします。

以上

2024年3月1日 制定